

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会

平成 28 年 3 月 11 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 6件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500921号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500253号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成21年12月14日は15万円、平成22年8月6日は20万円、同年12月14日及び平成23年8月5日は29万4,000円、同年12月9日は28万円に訂正することが必要である。

平成21年12月14日、平成22年8月6日、同年12月14日、平成23年8月5日及び同年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月14日、平成22年8月6日、同年12月14日、平成23年8月5日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月14日
② 平成22年8月6日
③ 平成22年12月14日
④ 平成23年8月5日
⑤ 平成23年12月9日

A社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせが年金事務所から届いたことにより、請求期間①から⑤までについて、同社から支給された賞与に係る年金記録が無いことが分かった。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間①から⑤までの賞与を年金額に反映する記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、A社から提出された所得税源泉徴収簿(給与台帳)及び同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑤までの標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑤までの標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿(給与台帳)及び同僚の賞与明細書により、確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成21年12月14日は15万円、平成22年8月6日は20万円、同年12月14日及び平成23年8月5日は29万4,000円、同年12月9日は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行

したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500971号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500254号

第1 結論

請求者のA社における平成22年8月6日の標準賞与額を35万円に訂正することが必要である。

平成22年8月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年8月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年8月6日

A社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせが年金事務所から届いたことにより、請求期間について、同社から支給された賞与に係る年金記録が無いことが分かった。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間の賞与を年金額に反映する記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された所得税源泉徴収簿(給与台帳)及び同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿(給与台帳)及び同僚の賞与明細書により、確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、35万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500811号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500251号

第1 結論

請求者は、請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月2日から平成8年9月11日まで

A社に勤務した請求期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額よりも低く記録されている。

請求期間に係る給与明細書を見ると、A社は、支給した通勤費等を支給額に含めておらず、社会保険事務所(当時)に対して支給額を低く届けているので、調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書等により、請求者は、請求期間のうち大半の期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える額の給与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該訂正を行うためには、これらの標準報酬月額のいずれもが、オンライン記録の標準報酬月額を上回る必要があるところ、請求期間については、請求者から提出された給与明細書及び関係資料等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

このほか、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500860号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500252号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年7月5日から同年9月1日まで

A社に臨時社員として採用され、昭和54年7月5日からB支社に勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年9月1日となっている。

昭和54年7月24日交付の雇用保険被保険者証を提出するので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

C社から提出された請求者に係る履歴書及び雇用保険の記録から、請求者が請求期間においてA社に臨時社員として勤務していたことが認められる。

しかし、C社は、「請求者に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除に関する資料は、保存期間経過のため廃棄されており、事実関係を確認することができない。」旨回答しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社の担当者は、「請求期間当時、厚生年金保険の手続は事業所単位で行っており、臨時社員については、採用後3か月目から厚生年金保険に加入させていたと思われる。」旨陳述しているところ、A社において請求者と同じ昭和54年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している29人のうち、雇用保険の記録が確認できた25人全員が、請求者と同様に、厚生年金保険の取得日のおおむね2か月前から雇用保険に加入しており、当該25人のうち回答のあった11人全員が、採用時は臨時社員であった旨回答していることから、同社では、臨時社員について、採用後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の11人のうち、事情聴取できた9人全員は、厚生年金保険に加入するまでの間に厚生年金保険料を控除されたか否かについて、記憶していない旨陳述しており、これらの者が厚生年金保険被保険者資格を取得する以前から厚生年金保険料を控除されていた事情はうかがえない。

このほか、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500792号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500255号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

また、請求期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和25年12月1日から昭和26年8月1日まで

年金記録を確認したところ、請求期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。私は、C社D支店内で、同社の下請としてE業務を行うA社(入社当初は、F社)に入社した。

請求期間の前後を通じて、私は、C社D支店内において、同じ業務に従事しており、仕事を辞めたことは一度もない。

請求期間において、A社又はB社のいずれの事業所で勤務していたのかは覚えていないが、両社のいずれかで継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)を見ると、同社は、昭和28年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、昭和29年3月31日に解散している上、請求期間当時の事業主は連絡先が不明であることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、オンライン記録によると、B社(昭和39年8月28日に「G社」に名称変更後、昭和45年11月1日に「H社」に再度名称変更)は、平成10年6月24日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年8月20日に破産している上、請求期間当時の事業主は連絡先が不明であることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、A社又はB社において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録が有り、連絡先の判明した10人に照会したところ、回答のあった7人全員が、「請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、不明である。」旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間当時の状況を陳述してくれる者として自身の弟の名前を挙げているところ、同人は、「請求期間当時、私たち家族は、兄(請求者)の稼ぎで暮らしており、請求期間に兄が仕事を辞めるということはなかったと思うが、請求期間当時、私は小学校3年生だったので、兄が請求期間において、A社又はB社のいずれの事業所に勤務していたのか、厚生年金保険に加入していたのか、厚生年金保険料が給与から控除されていたのか等は、不明である。」旨陳述している。

また、請求者が、請求期間当時の勤務状況を陳述してくれる者として名前を挙げたC社の元

社員は、「請求者はC社の下請会社のI職だったと記憶しているが、下請会社の従業員については、様々な雇用形態があったので、請求者の具体的な雇用関係や賃金の状況までは分からない。そのため、請求者が請求期間において、A社又はB社のいずれの事業所で勤務していたのか、また、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱いや厚生年金保険料の控除等についても、不明である。」旨陳述している。

さらに、請求者は、請求期間に同じ部署で同じ業務に従事していたとして自身の伯父及び元同僚3人の名前を挙げているが、A社及びB社に係る被保険者名簿を見ると、請求期間において、いずれかの事業所で厚生年金保険の被保険者となっている者は見当たらない。

加えて、A社に係る被保険者名簿に記載されている請求者の被保険者資格喪失日（昭和25年12月1日）及びB社に係る被保険者名簿に記載されている請求者の被保険者資格取得日（昭和26年8月1日）は、いずれもオンライン記録と一致しており、訂正等の不自然な事跡は見当たらない。

なお、商業登記の記録を見ると、請求者は、昭和42年9月9日にB社の後継会社であるG社の代表取締役就任し、その後、同社が昭和45年10月23日にH社に商号変更し、平成10年8月20日に破産するまでの期間、同社の代表取締役となっているが、請求者からも請求期間における自身の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500798号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500256号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和31年12月30日から昭和32年5月30日まで

年金事務所の記録によると、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和31年12月30日となっているが、請求期間も継続して勤務していた。

元同僚が請求期間に在籍していたことを証言してくれるので、請求期間について、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間にA社に勤務していたことを証明してくれる者として、元同僚の名前を挙げており、当該元同僚は、「請求者は、私がA社を退職した昭和32年4月末時点において同社に勤務していた。」旨文書回答しているものの、当該元同僚から、請求者の請求期間に係る具体的な勤務状況について聴取することはできなかった。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和38年8月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主から回答を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、請求期間の前後に厚生年金保険被保険者記録が有る者のうち、連絡先が判明した22人に照会を行い、14人から回答が得られたところ、このうち1人は、「請求者を記憶しているが、請求期間には勤務していなかったと思う。請求者がA社を退職した後に、請求者と名字の読み方が同じ者が入社してきたことを記憶している。」旨陳述しており、当該被保険者名簿を見ると、請求者が被保険者資格を喪失した後、請求者と名字の読み方が同じ者が、請求者の請求期間中に、被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、前述の14人のうち、請求期間中にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得している5人全員が、「請求者と名字の読み方が同じ者を知っているが、請求者は知らない。」旨陳述している。

また、請求者は、A社における自身の業務内容について、「B支店で営業職に従事していた。」旨陳述しているところ、前述の14人のうち、請求期間中の昭和32年2月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している1人は、「私は、A社に営業職として勤務していた。請求者が営業職であれば交流があったはずだが、請求者を知らない。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500824号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500257号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年10月19日から昭和49年4月24日まで

C事業所に勤務した期間に係る厚生年金保険の記録が無い。請求期間当時、C事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、採用面接を受けたA社B支店において厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社の事業を引き継いだD社の現在の人事担当者は、「請求期間当時の資料が残っていないため、A社とC事業所との詳しい関係は分からないが、それぞれ別会社であった。A社は、別会社の従業員に係る勤怠管理や給与計算事務を行ったことはなく、請求者を厚生年金保険に加入させていないし、請求者に係る厚生年金保険料も控除していない。」旨陳述している。

また、A社B支店において、請求期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している22人のうち所在の判明した16人に照会し、14人から回答があったが、請求期間当時、C事業所に勤務していたと回答した者はおらず、当時、C事業所において勤務する者を、A社B支店において厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

一方、請求者は、オンライン記録において昭和49年4月24日にE社における厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、「E事業所が法人となった昭和49年4月24日に、それまで勤務していたC事業所からE社に転籍し、同日付けで厚生年金保険に加入した。」旨陳述しているが、E社の商業登記における設立日が昭和47年12月13日であり、同社における請求者の雇用保険の資格取得日が昭和48年11月1日であることから、請求者は、請求期間の一部の期間において、同社に在籍していたものと考えられる。

しかしながら、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年4月24日であり、請求期間において適用事業所ではない。

また、E社は既に解散している上、同社の元代表取締役等に照会したが回答は無く、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

なお、A社B支店において請求期間に被保険者であった者が、「C事業所はF社であった。」旨回答しているところ、商業登記の記録により、請求期間の後半にあたる昭和48年12月31日までF社の代表取締役であったことが確認できる者は、「F社は、対外的にC事業所と名のあることもあった。」旨陳述していることから、請求者が請求期間において勤務していたとする事業所は、F社である可能性があるが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間の終期に近い昭和49年2月1日である上、同社に係る事業所別被保険者名簿において請求者の氏名は見当たらない。

また、前述のF社の代表取締役、及び同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和49年2月1日に被保険者資格を取得している者のうち所在の判明した二人に照会したが、いずれも請求者を記憶していない上、当該代表取締役は、「自身が代表者であった期間においては、私の個人経営のような状況であったため、私も従業員も厚生年金保険に加入しておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500851号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500258号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年1月8日から同年4月1日まで

昭和54年1月8日付けでA社に入社したにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年4月1日になっている。

A社から交付された同社における入社日が確認できる個人別業務経歴表等を提出するので、調査の上、厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和54年1月8日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の後継事業所であるB社の回答、同社から提出された人事台帳及びC企業年金基金から提出された加入員適用記録により、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、「請求期間当時の資料を保管しておらず、請求者の給与から、請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かは不明である。」旨回答している。

また、A社において、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日の前後の時期に、同保険の被保険者資格を取得している者に照会したところ、複数の者が、「自身の厚生年金保険の資格取得日は、自身の入社日より後の日になっているが、厚生年金保険に加入するまでは、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」旨回答している上、このほかに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、雇用保険及びD健康保険組合の記録によると、請求者の雇用保険及び健康保険の被保険者資格取得年月日は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と同日の昭和54年4月1日である。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。